

令和7年度 信楽園病院事業計画

I 信楽園病院本院

1. 基本方針

次の基本理念及び基本方針のもとで病院経営に努めます。

◆ 基本理念

病める人の権利と心情を重んじ信頼される医療を行います。

◆ 基本方針

- ・安全で質の高い医療を提供します。
- ・次世代の医療を担う人材の育成に努め、時代の変化に対応できる中核病院としての役割を果たします。
- ・地域包括ケアシステムを推進する取組みを進め、地域の医療、保健、福祉の向上に貢献します。
- ・患者さんに喜ばれ、誇りをもって働くことのできる病院づくりに努めます。

2. 重点実施事項

(1) 診療事項

(ア) 患者数の確保

病院運営の健全化を図るには収入の確保が最重要課題の一つであることから、患者数の確保に努める。

- ・新規患者の受け入れ
- ・救急患者の積極的受け入れ
- ・近隣病院及び地域開業医との連携強化

(イ) 病棟の再編成

4月より効率的病床運用及び看護職員の適正配置・業務負担軽減等のため、7階東病棟を当面の間休棟する。6階西病棟を地域包括ケア病棟に機能変更し、急性期病棟5病棟、地域包括ケア病棟1病棟の体制とする。

(ウ) 診療体制の充実・強化

新潟大学との関連を強化するなどして、医師の確保に努める。

(エ) 診療設備・機器の整備

厳しい財政状況に配慮しながら適正数を検討し、機器の更新を行う。購入にあたっては、複数業者での競合見積りやスケールメリットの活用など適切な価格となるよう努める。

(オ) 医療事故の防止

医療安全管理室を中心として、医療事故報告書及びインシデントレポート内容の検討・分析を行い、適切な事故防止対策を図り事故の予防に努める。医療安全確保のための研修を行い、職員のリスク管理の向上に努める。

(カ) 院内感染の防止

感染制御室を中心として、情報の収集・分析や手技等の職員教育を通じ、医療関連感染の防止に努める。行政及び他の医療機関との連携を図り、効果的対策を進める。

(キ) 地域の医療機関との連携強化

近年の厳しい医療・保健・福祉情勢により、いっそう円滑な地域医療連携が求められる現状が進んでいることから、「患者サポートセンター」を単独の部として組織化し、当院と地域の医療機関や福祉関係機関等を繋ぐ窓口となり、患者さんが通院、入院から退院後の生活まで継続的に質の高い医療・福祉サービスを受けていただけるよう多職種で協働して支援に取り組む。

(ク) 臨床研修病院について

基幹型臨床研修医については、6年度に研修医7名を受け入れ、7年度は5名の受け入れを予定している。従来の新潟大学等からの協力型臨床研修医と併せ、研修医の積極的な受け入れを行い、人材育成に努める。

医学生の研修についても将来当院が研修先として選択されるよう積極的に取り組む。

(2) 管理事項

(ア) 医師の働き方改革への対応

2024年4月施行の医師の働き方改革において、医師の労働時間の把握や適切な管理、タスクシフトなど、医師の労働環境の改善を行う。

(イ) 人員の適正配置と研修体制の充実

人員の配置については、施設基準に配慮しながら効率的な配置に努める。また、新規採用職員の研修の充実や安全で質の高い医療を実践するために必要な教育・研修に積極的に参加させる。

(ウ) 病院施設・設備の適正な維持管理

病院施設・設備について、適正な保守・点検を行う。また、今後良好な状態を維持できるよう中期的な整備計画のもとで管理を行う。

(エ) 医療機能の効率的な提供

医療を提供するための運用システム及び人的資源の再点検を行い、業務の効率化に努める。

(オ) 情報システムの活用

情報システムにより、診療効率のより一層の向上を目指すとともに、ここから得られる情報を経営改善に活用する。

(カ) 医療材料の廉価購入及び供給・使用の効率化

共同購入を推進する。共同購入物品以外の物品についても価格分析を行い、医療材料の廉価購入に努める。同時に使用及び在庫の管理に努め、材料費の縮減に努める。

(キ) 地域における公益的取り組みについて

社会福祉法人として生活困難者のための無料低額診療事業を継続する。

また、地域に根差した信頼される病院を目指し、以下の企画・開催を行う。

- ・広報誌の発行
- ・地域向け研修会

Ⅱ 附属有明診療所

1. 基本方針

本院と同様の基本理念に準じ、本院と密接に連携を取りながら、慢性腎不全患者の人工透析を中心とした診療を行い、入院に至るまでの在宅期間の延長に努める。

2. 重点実施事項

周辺地域の慢性腎不全患者並びに特別養護老人ホーム有明園に入所中の要介護腎透析患者に対し、昼間の人工透析治療を行う。また、一般外来の細やかな診療を行い、地域住民の健康増進・福祉向上に貢献するとともに、有明福祉タウン内の老人ホーム・救護施設入所者の健康管理に寄与する。

(1) 診療的事項

(ア) 患者数の確保

収益を維持するため、本院や特別養護老人ホーム有明園と連携し、透析患者等の受け入れに対応できるよう努める。

(イ) 診療設備・機器の整備

財政的負担を考慮しつつ、計画的に経年劣化した医療機器を更新し、療養環境の向上に努める。

(ウ) 医療事故の防止

患者の安全を確保するため、薬剤誤投与、患者誤認、機器の誤操作などについて適切な事故防止対策を図り、事故の未然予防に努める。

(エ) 院内感染の防止

本院の感染制御室と連携し、適切な講習を行い、院内感染の防止に努める。

(オ) チーム医療の推進

医師、看護師、臨床工学技士、看護助手が協働し、専門性が高まる医療に対応できるよう努める。また、地域包括ケアシステムにおける役割を理解し、近隣の医療機関、介護・福祉施設など多職種との連携強化に努める。

(カ) 患者・家族との継続的な面談

患者の高齢化を見据え、患者・家族の思いを繰り返し傾聴し、個々に応じた医療・看護を提供できるよう努める。

(2) 管理的事項

(ア) 施設設備の適正な維持管理

開設から18年経過しているため、定期的な保守点検を行い、長期にわたり良好な状態を維持できるよう管理する。

(イ) 医療材料等の廉価購入と適正使用

医薬品は積極的に後発品を採用し、医療材料については廉価購入に努め、経費の削減を図るとともに、その適正使用に努める。

(ウ) 学会・研修会への参加

専門性が高まる医療・看護を実践するため、オンライン研修なども活用し、専門職として自己研鑽に努める。

(エ) 地域における公益的取り組みについて

社会福祉法人として生活困難者のための無料低額診療診療事業を継続する。

令和7年度 信楽園訪問看護ステーション事業計画

1. 基本方針

介護保険法及び健康保険法に基づく在宅医療を行う利用者に対し、人権の尊重と敬愛の念をもって在宅での療養生活を支援し、機能の維持回復及び療養生活の向上を図る。

地域との結びつきを重視し、主治医並びに医療機関及び保健・福祉機関との密接な連携のもとに事業を推進するとともに、信頼される事業所を目指し安全なサービス提供と質の向上に努める。

また、地域住民が病気や障がいを抱えながらも安心して在宅療養できるよう、訪問看護事業の拡大を目指す。特に信楽園病院との連携を強め、より多くの患者様のニーズに応えサービス提供できるよう職員体制を整備する。

2. 実施事項

(1) 住み慣れた自宅で安心して療養できる、利用者・家族に寄り添った温かい看護を提供する。

(ア) 利用者のニーズを捉え満足度を高めるために、定期的に利用者カンファレンスを実施し、看護実践の評価と情報の共有に努めサービスの質の向上を図る。

(イ) 安全なサービス提供を行うため、事業所内の医療安全委員会を中心に医療安全マニュアルの整備、ヒヤリハット事例の共有、再発防止の検討を実践する。

(ウ) 研修会への積極的な参加と伝達の徹底、また事業所内の勉強会を充実し職員全体のスキルアップを図る。

(エ) 高齢者虐待防止の推進、感染症対策の強化、事業継続計画 (BCP) の策定及び訓練の実施。

(2) 関係機関の理解を求め、訪問看護の利用促進に努める。

(ア) 地域の居宅介護支援事業所との連携に努め、担当者会議に参加する。

(イ) 当協会関連施設との連携強化 (松風園、有明園、あかつか苑、有明診療所など)

(ウ) 「にしく赤・坂ネット」への参加や「スワンネット」を活用し、在宅医療と介護の体制強化に努める。

(3) 患者サポートセンターの一員として、信楽園病院と連携し利用者拡大に努めるとともに、在宅療養者への早期支援を図る。

(ア) 退院調整専従看護師や MSW、外来との情報交換に努め、入院・外来患者への訪問看護の導入の検討を働きかけ、積極的に受け入れていく。

(イ) 終末期の患者や退院困難事例に対し、主治医や看護師、関係職種と連携し退院支援を進め、意思決定支援に関わっていく。

令和7年度 あかつか苑 事業計画

1 基本方針

介護老人保健施設として、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、家族や地域・関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

2 施設の役割**(1) 「包括的ケアサービス施設」**

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅又は施設生活が過ごせるようチームで支援します。

それぞれの利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

(2) 「リハビリテーション施設」

体力や基本動作能力の獲得、活動や社会的参加の促進、家庭環境の調整など、生活機能の向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。

介護老人保健施設として、医療と介護のサービスをともに提供できる施設の利点を活かしながら、『医師・看護・介護・リハビリ等専門職によるチームケアで対応する施設』として、及び『地域における介護の包括ケア拠点施設』として、更なる機能の向上を進めることにより福祉の増進に寄与し公益に資するよう努めます。

3 実施事項**(1) 介護保険施設（入所）サービス**

ア 利用者のケアプランの作成とサービス提供により、自立支援・在宅復帰に努めます。

イ 協力医療機関との連携を密にし、利用者の健康管理の充実と維持増進に努めます。

ウ 新型コロナウイルス、インフルエンザ及びノロウイルス等に対する感染症予防対策の強化を引き続き行っていくとともに、研修・訓練を行っていきます。

エ 利用者一人ひとりの栄養状態を把握した「栄養ケア計画」に基づいて、食事を提供し栄養管理を行うとともに、計画の進捗状況を定期的に評価し見直し、栄養指導を積極的行います。

オ 施設周辺の自然環境の良さを生かし、利用者が生きがいを持てる園芸活動や趣味創作活動の充実に努めます。

(2) 通所サービス

利用者の在宅生活における自立支援を図るため、医師、理学・作業療法士が作成した利用者のリハビリテーション計画に基づく訓練を実施し、進捗状況を定期的に評価し見直しを行い、利用者の生きがいと喜び・意欲の維持増進を図ります。

(3) 管理・運営事項

ア 施設の安定した運営を確保するため、協力病院との一層の連携強化や、施設利用者の積極的な確保に努め、一日あたり平均利用者数93名を達成していきます。さらに、収入の確保につながる取組み等を検討していきます。

イ 地域における介護の包括ケア拠点として、提供するサービスの質の維持・向上を図り利用者及び家族に良質なサービスを提供することを目的として、研修・講習会への参加と情報共有に努め、職員の専門知識の向上・スキルアップを図ります。

ウ 施設利用者が安心して安全に過ごすことができるよう、防災設備等の点検や避難訓練を定期的に実施します。

令和7年度 松風園 事業計画

1. 基本方針

加算等積極的に取り組み、収入増に繋がるよう努力する。また、利用者にとって当たり前の暮らしの実現に向け努力し、「安らぎ」と「心地よい空間」の提供に努める。

新潟市地域包括支援センターでは、引き続き高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう各機関と連携して「地域包括ケアシステム」の構築に努める。また、「地域で支え合う仕組みづくり」を生活支援コーディネーターを中心に積極的に推進する。

2. 実施する事業

- (1) 特別養護老人ホーム事業
- (2) 短期入所生活介護(ショートステイ)事業
- (3) 通所介護(デイサービスセンター)事業
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 介護予防支援(地域包括支援センター)事業

3. 実施事業の計画

(1) 特別養護老人ホーム事業

1日当たりの入所者数は、前年度と同様の78名を目標とする。

ア 入所者一人ひとりの介護計画により個々の「個別性」を重視したケアを実施し、状態の維持・改善に努める。

イ 入所者の多様な医療ニーズへの対応や終末期の看取りに対応するため、「信楽園病院」等の医療機関との連携強化に努める。また、感染症対策については引き続き感染拡大防止に取り組む。

ウ 桜の花見、誕生会、外食等年間を通じて多彩な行事を展開し、家庭的な環境づくりに努めるとともに四季折々の行事食の提供に努める。

(2) 短期入所生活介護(ショートステイ)事業

1日当たりの利用者数は、前年度と同様の20名を目標とする。

ア 上記(1)に記載の事項に努める。

(3) 通所介護(デイサービスセンター)事業

1日当たりの利用者数は、前年度と同様の26名を目標とする。

ア 利用者の「自立支援」を支援するため、「通所介護計画」に沿ったサービスの

提供に努める。

イ 利用者が選択できる活動内容を提案し、積極的なデイサービス利用をして頂けるよう努める。

ウ 利用者の「残存機能」を維持するため、様々な職種でのカンファレンスを実施し、家族も含め支援する。

(4) 居宅介護支援事業

居宅介護支援件数及び介護予防支援件数は、前年度と同様の145件/月を目標とする。

ア 要介護者の状態を的確に反映した質の高いケアプランを作成する。

イ 要介護者の家族の意向を尊重し、電話相談や家庭訪問を通じて地域の総合相談窓口としての役割を積極的に果たす。

(5) 介護予防支援(地域包括支援センター)事業

介護予防支援件数を前年度と同様の455件/月を目標とする。

ア 要支援認定者、総合事業対象者に対し介護予防ケアマネジメントを実施する。

イ 権利擁護事業の啓発に努める。

ウ 困難事例等に関しては関係機関と連携して、問題の解決を図る。

4. 管理・運営

ア 老朽化した建物、設備を点検し、必要があれば計画的に整備補修を行う。

イ 通所介護事業で、送迎用軽自動車1台が老朽化したため更新し事業の効率化を図る。

ウ 職員が長く勤められるよう職場の環境づくりに努める。

エ 外国人人材1名採用する。

5. 地域における公益的な取り組み

低所得者等への自己負担の軽減を図るため、法人減免を実施する。

令和7年度 有明園 事業計画

1 基本方針

3つの基本理念に基づき、介護サービスの提供に努めます。

- ・私たちは利用者の尊厳を重んじ、プライバシーに配慮します。
- ・私たちは利用者の自己決定を尊重し、自立支援に努めます。
- ・私たちは地域と共に歩むことを目指します。

2 実施する事業

- (1) 特別養護老人ホーム事業
- (2) 短期入所生活介護(ショートステイ) 事業
- (3) 通所介護(老人デイサービスセンター) 事業
- (4) 居宅介護支援事業

3 実施事業の計画

(1) 特別養護老人ホーム事業

- ア 介護システムや福祉機器等の ICT を導入し活用することで、職員の負担軽減、介護の質の向上を行う。そのために、スマート介護士職員を配置し、計画性をもって実行する。
- イ 新規採用職員及び既存職員の育成に重点を置き、職員一人ひとりが考え行動できる職員になる。研修への積極的参加や、基本的知識・技術の習得・精神面のフォローアップを行っていき、自信を持った介護を行う事で、利用者の生活の向上に繋げていく。

(2) 短期入所(ショートステイ) 事業

- ア ケアマネジャーやケースワーカーなどと情報共有を行い、多様な状態にある方や、在宅生活が困難な利用者を積極的に受入れ、在宅生活から施設入所までを支えスムーズな施設入所につなげる。
- イ 重度化する利用者の機能訓練、福祉機器の見直し、心身の状態変化の把握に努め、早期対応を行い在宅生活の継続を支援する。また、季節の催し物などレクリエーションを実施し、状態の維持向上を行う。

(3) 老人デイサービスセンター事業

- ア 新規利用者の獲得のために、地域活動に参加し信頼関係を得ていくとともに、様々な媒体を活用しながら多くの方に活動状況を知ってもらうよう努める。

- イ 選ばれるデイサービスとして、利用者が希望することを可能な限りに実現する。また、職員の介護力を高め、認知度の高い方の受入れを積極的に行っていく、

(4) 居宅介護支援事業

- ア 医療連携室、地域包括支援センター、介護サービス事業所、地域との交流・連携を図ると共に、信頼し選択される事業所を目指す。
- イ 最新の情報取得と各研修等に積極的に参加し、介護支援員として知識・技術の向上を行い、施設内でフィードバックを行い園全体の向上につなげる。

4 管理・運営

- (1) 介護報酬改定を理解し、各種加算の獲得や体制を整備し、安定した経営・運営を行う。
- (2) 利用者からも、職員からも選ばれる施設として、「有明園」というブランド力を構築し、発信する。
- (3) 生産性向上に積極的に取り組み、職員が働きやすい職場作りを行う。
- (4) 自然災害、感染症発生時に業務継続（BCP）が出来るよう計画、訓練、研修を定期的実施し、予防と対策を継続する。

5 地域における公益的な取り組み

- (1) 低所得者及び生活保護者の自己負担額を軽減する。
- (2) 地域住民への情報の提供を行う。
- (3) 地域自治組織と、地域課題の把握、地域づくり等の意見交換を目的とした懇談会等を開催する。
- (4) コロナ禍で途絶えてしまった、ボランティア活動の受け入れを再開し、地域との繋がり、開かれた施設とする。

6 令和7年度目標

区分	定員	目標値（稼働率等）
特養（従来型）	50名	98.0%
特養（ユニット型）	40名	97.5%
ショートステイ	20名	90.0%
デイサービス	25名	78.0%
居宅介護支援センター		75件

令和7年度 隣保館認定こども園事業計画

はじめに

利用する子ども達に対して質の高い教育・保育を実践するとともに、認定こども園として高い位置づけをされている子育て支援において、より保護者や地域のニーズに合わせた形で実施することで、親子と施設が共に育ちあう「認定こども園」として今後とも努めていきたいと思う。

1 基本方針

- ・家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭教育の補完を行なう。
- ・子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- ・養育と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・地域における子育て支援のために乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

2 教育・保育目標

- ・心も体も健康な子ども
- ・身の回りのことができる子ども
- ・元気な子ども
- ・考える子ども
- ・心豊かな子ども

3 実 施 事 項

基本方針並びに保育目標を実現するための重点事項は次のとおりとする。

(1)園児の健全育成の助長

ア 健康な身体と心を育てる

- ・散歩、裸足保育、戸外遊び、伝承遊び、運動遊び、体育遊び、竹馬、縄跳び、音楽遊び
- ・交流保育
- ・自然とのふれあい
- ・各種行事
- ・童話に親しむ
- ・異文化とのふれあい

イ 健康管理

- ・発育測定
- ・歯みがき指導
- ・手洗い、うがいの励行

ウ 保健計画

- ・園児健康診断
- ・各種検査
- ・アレルギー対応と研修
- ・その他保健に関する取り組み、保健指導と保健意識向上に努める

エ 安全対策

- ・避難訓練、年1回消防署の指導を受ける
- ・引渡し訓練
- ・危機管理訓練
- ・交通安全指導
- ・非常災害時及び緊急時における連絡メールの配信

オ 食育の推進

- ・野菜づくり、クッキング、行事にちなんだ伝統食、手作りおやつ、食育クイズ

(2)保護者との連携

ア 教育・保育方針及び教育・保育内容の理解と連絡

- ・園及びクラスだより、毎日の教育・保育のお知らせ、各種たより、園行事への参加、保育参観、保育体験、懇談会、試食会

イ 育児への援助と啓発

- ・0歳児保育、早朝保育、延長保育、育児相談、絵本育児図書の貸し出し

ウ 保護者会活動

- ・園行事への協力、資源回収

(3) 地域における公益的な取組

ア 地域との連携

- ・ホームページによる子育て支援等の情報開示
- ・地域だよりの発行

イ 子育て支援

- ・未就園児親子交流「なかよしタイム」
- ・育児相談、園行事招待、園庭開放、絵本育児書など図書の貸し出し

ウ 異世代交流事業

- ・世代間交流
- ・姉妹園交流

(4) 補助金事業

ア 子ども子育て支援事業

- ・延長保育事業
- ・一時預かり事業
- ・障がい児保育事業

(5) これからの認定こども園と保育教諭の役割

子育て支援、虐待問題、要支援児計画、保護者支援、苦情処理システムの情報開示

(6) 職員の資質向上等

保育教諭及び職員は常に研修等を通して、自ら人間性と専門性の向上に努める。

- ・研修会(キャリアアップ研修、各種研修会、園見学等)
- ・姉妹園三園職員勉強会
- ・園内研修(園外研修参加者の伝達研修、人権擁護についての自己評価と意識強化、発達の子になる子への共通理解、未満児担当職員会議、以上児担当職員会議)

令和7年度 新潟認定こども園事業計画

はじめに

利用する子ども達に対して質の高い教育・保育を実践するとともに、認定こども園として高い位置づけをされている子育て支援において、より保護者や地域のニーズに合わせた形で実施することで、親子と施設が共に育ちあう「認定こども園」として今後とも努めていきたいと思う。

1 基本方針

- ・家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭教育の補完を行なう。
- ・子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- ・養育と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・地域における子育て支援のために乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言などの社会的役割を果たす。

2 教育・保育目標

- ・心も体も健康な子ども
- ・身の回りのことができる子ども ・元気な子ども ・考える子ども ・心豊かな子ども

3 実施事項

基本方針並びに保育目標を実現するための重点事項は次のとおりとする。

(1) 園児の健全育成の助長

ア 健康な身体と心を育てる

- ・裸足保育 ・体操教室 ・交流保育 ・自然とのふれあい ・各種行事 ・童話に親しむ
- ・異文化とのふれあい ・音楽に親しむ

イ 健康管理

- ・発育測定 ・歯みがき(4・5歳児) ・手洗い、うがいの施行

ウ 保健計画

- ・園児健康診断 ・各種検査 ・アレルギー対応と研修 ・保健に関する取り組み

エ 安全対策

- ・避難訓練 ・引き渡し訓練 ・危機管理訓練 ・交通安全指導
- ・非常時及び緊急時におけるアプリ配信

オ 食育の推進

- ・野菜作り ・お弁当箱の日 ・手作りおやつ ・行事にちなんだ伝統食

(2) 保護者との連携

ア 教育・保育方針及び保育内容の理解と連絡

- ・保護者用アプリの活用
- ・園だより、クラスだより、各種おたよりの配信
- ・教育・保育の様子を掲示 ・保育参観 ・行事への参加 ・クラス懇談会

イ 育児への援助と啓発

- ・0歳児保育 ・早朝保育 ・延長保育 ・育児相談 ・絵本貸し出し

ウ 保護者会活動

- ・保護者総会 ・園行事への協力
- ・さつまいもの苗植え、芋掘り、絵本修繕 等(役員のみ)

(3) 地域における公益的な取組

ア 地域との連携

- ・ホームページによる子育て支援等の情報開示 ・掲示板の活用

イ 子育て支援

- ・なかよしタイム ・育児相談 ・園庭開放 ・絵本貸し出し

ウ 異世代交流事業

- ・園児祖父母との交流 ・姉妹園交流 ・協会内関連介護施設との交流

(4) 補助金事業

- ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・障がい児保育事業 ・未満児保育費 等

(5) これからの認定こども園と保育教諭の役割

- ・子育て支援 ・虐待問題 ・要支援児計画 ・保護者支援 ・苦情処理システムの情報開示

(6) 職員の資質向上等

保育教諭及び職員は常に研修等を通して、自ら人間性と専門性の向上に努める。

- ・研修会(キャリアアップ研修、各種研修会、公開保育見学等)
- ・姉妹園三園職員勉強会
- ・園内研修(園外研修参加者の研修報告、担当クラスの公開保育、
担当以外クラスの保育実践、年齢別会議、クラスリーダー会議、
副主幹管理職会議、コドモンオンデマンド研修、なかよしカフェ)

令和7年度 東小針認定こども園事業計画

はじめに

利用する子ども達に対して質の高い教育・保育を実践するとともに、認定こども園として高い位置づけをされている子育て支援において、より保護者や地域のニーズに合わせた形で実施することで、親子と施設が共に育ちあう「認定こども園」として今後とも努めていきたいと思う。

1 基本方針

- ・家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭教育の補完を行なう。
- ・子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- ・養育と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・地域における子育て支援のために乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

2 教育・保育目標

- ・心も体も健康な子ども
- ・身の回りのことができる子ども
- ・元気な子ども
- ・考える子ども
- ・心豊かな子ども

3 実施事項

基本方針並びに保育目標を実現するための重点事項は次のとおりとする。

(1) 園児の健全育成の助長

ア 健康な身体と心を育てる

- ・戸外あそび、散歩、縄跳び、運動あそび、体育教室、音楽教室、英語教室
- ・自然とのふれあい ・交流保育 ・各種行事 ・絵本に親しむ ・異文化とのふれあい

イ 健康管理

- ・発育測定 ・歯磨き指導 ・手洗い、うがいの励行

ウ 保健計画

- ・園児健康診断 ・各種検査 ・アレルギー対応と研修
- ・その他保健に関する取り組み、保健指導と保健意識向上に努める

エ 安全対策

- ・避難訓練、年1回消防署の指導を受ける ・引渡し訓練 ・危機管理訓練
- ・交通安全指導 ・非常災害時及び緊急時におけるアプリ配信

オ 食育の推進

- ・野菜づくり ・お弁当箱の日 ・手作りおやつ ・行事にちなんだ伝統食 ・クッキング

(2) 保護者との連携

ア 教育・保育方針及び教育・保育内容の理解と連絡

- ・園及びクラスだより、毎日の教育・保育のお知らせ、保護者用アプリの活用、各種たより
- ・園の自己評価園行事への参加、保育参加、懇談会

イ 育児への援助と啓発

- ・0歳児保育、早朝保育、延長保育、育児相談、絵本・育児所などの図書の貸し出し

ウ 保護者会活動

- ・園行事への協力

(3) 地域における公益的な取組

ア 地域との連携

- ・ホームページによる子育て支援等の情報開示
- ・掲示板の活用、地域だよりの発行

イ 子育て支援

- ・園児との交流「さくらんぼ」毎月1回
- ・育児相談、園行事招待、絵本育児書など図書の貸し出し

ウ 異世代交流会

(4) 補助金事業

ア 子ども子育て支援事業

- ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・障がい児保育事業

(5) これからの認定こども園と保育教諭の役割

子育て支援、虐待問題、要支援児計画、保護者支援、苦情処理システムの情報開示

(6) 職員の資質向上等

保育教諭及び職員は常に研修等を通して、自ら人間性と専門性の向上に努める。

- ・研修会(キャリアアップ研修、各種研修会、公開保育見学等)
- ・姉妹園三園職員勉強会・情報交換
- ・園内研修(園外研修参加者の伝達研修、人権擁護についての自己評価と意識改革、各種会議における職員の共通理解、少人数職員会議)

令和7年度 有明児童センター事業計画

1 基本方針

有明児童センターは、「のびのびと明るく元気でたくましく」の理念のもと、こどもが安心して過ごせる場として、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びが可能になるように、自主性、社会性、創造性の向上及び基本的な生活習慣の確立等を図り、それによりこどもの健全な育成を図る。

2 実施事業

こどもに健全な遊びを提供することで心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、放課後児童健全育成事業、自主事業、地域の中で子育て中の保護者を支援する地域子育て支援拠点事業を、地域組織や関係機関と連携しそれぞれの事業を地域における公益的な取り組みとして推進を図る。

3 事業内容

(1) 放課後児童健全育成事業

- ・ 家庭地域との連携の下、留守家庭児童（保護者が就労等により昼間家庭にいない児童）の健全育成のための集団的・個別的支援を行う。

留守家庭児童を対象とした青山児童クラブ第1・2・3（1～6年生）の支援活動＜各クラブ40人、計120人＞

(2) 児童健全育成事業（有明児童センターの自主事業）

- ・ 児童健全育成のための集団的・個別的支援を行う。

ア 家庭児童を対象としたこどもクラブ（1～6年生）の支援活動＜10人＞

イ 青山小学校区以外の児童を対象としたヤンチャクラブ（1～6年生）の支援活動＜10人＞

ウ 保護者の事情による一時的要因に係る児童の支援活動

エ 自由来館（一般）児童の支援活動

(3) 地域子育て支援拠点事業

- ・ 子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安・悩みを相談できる場を提供し、親子・家庭・地域社会の交わりができるように支援する。

ア 子育て親子が交流する場の提供と交流の促進

- ・ 親子で遊びましょの運営
- ・ 子育てサークル支援
- ・ 自由来館の促進

イ 子育てに関する相談・援助の実施

- ・ 子育て相談
- ・ ぴよぴよ広場
- ・ こっこ広場

ウ 地域の子育て関連情報の提供

- ・ 子育てに必要な情報をホームページなどで提供する他、広く子育て関連機関と連携し、必要なパンフレット等の設置場所を設けて子育て情報を周知する。

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

- ・ 食育に関する講習会
- ・ 読み聞かせ講習会
- ・ 育児講座
- ・ 体育遊び研修会

(4) その他（事業を推進するための共通重点事項）

ア 遊び場環境整備・安全管理

- ・ 職員、保護者、ボランティア、こどもが協力して、安全な遊び場の環境整備に努める。

イ 地域との連携

- ・ 地域の方や団体と協力して、多様な行事（キャンプごっこ、ミニミニ運動会、卓球道場、茶道教室、おまつり等）を実施し、地域とのふれあいや連携を図る。

ウ 職員の資質の向上

- ・ 職場内外での研修の機会を通して、職員の資質の向上を図るように努める。

エ 安全対策 緊急時対策

- ・ 緊急時対策マニュアル（火災、風水害、地震、不審者対応等）を職員間で周知し緊急時の対応に備える。 ※令和6年度に「安全計画」策定：義務
- ・ 消防法の規定に沿って年2回避難訓練を実施する。

オ 実習生の受け入れ

- ・ 実習生や職場体験の受け入れを積極的に行い、人材育成に努める。

4 有明児童センター目標の設定

いつもこどもをまんなかに 有明児童センター
—こども、保護者、地域とともに—

(1) 放課後児童健全育成事業・児童健全育成事業（自主事業・児童館活動）

- ・ 『有明ブランドを育む』

これまで培ってきた放課後児童健全育成事業に磨きをかけ、持続・発展を図る。

目標指標：（ひと）学び続ける—遊びづくり、仲間づくり、こども理解—

（もの）オンリーワンの環境を活かす— 園庭、体育遊戯室（体育館）、ローラースケート場—

（こと）日常プラス—創意あふれる行事、イベント—

- ・ クラブ員数の維持に努める。

目標指標：児童クラブ160人、こどもクラブ10人（登録児童）

(2) 地域子育て支援拠点事業

- ・ 『有明ブランドを育む』

これまで培ってきた子育て支援事業に磨きをかけ、持続・発展を図る。

目標指標：来てみたくなる、子育てホットステーションづくり

- ・ 来館者の維持に努める。

目標指標：2500人（年間）

5 地域における公益的な取り組み

(1) 放課後児童健全育成事業

- ・ 留守家庭のこどもの孤立化を課題に、放課後のこどもたちの安定した生活の場を保証する。

(2) 児童健全育成事業

- ・ 少子化、都市化に伴う時間・空間・仲間の減少を課題に、こどもの遊び場と健全な遊びを提供することで、こどもの健全育成を行う。

(3) 地域子育て支援拠点事業

- ・ 近所付き合いの希薄化を課題に、子育てで孤立しがちな保護者等に交流スペースを提供し、保護者等の孤立感の解消、地域交流の促進を図る。

令和 7 年度 有明福祉会館事業計画

1 基本方針

当会館は、社会福祉法人の果たすべき役割としての「地域における公益的な取り組み」として、「地域において少子高齢化や人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスを充実させる」ことを目的とした会館の積極的活用を図るとともに、会館の持つ機能と役割を生かし、地域住民と一体となって地域福祉の推進に努める。

併せて、地域コミュニティ協議会、民生児童委員協議会、自治会さらには社会福祉協議会、地域包括支援センターなど幅広い組織団体と密接な連携を図り、地域包括ケアを目標とした地域における支えあいの仕組みづくりに向けた様々な福祉活動を通して、地域住民の福祉サービス活動に貢献する。

2 実施事業

(1) 会館施設の提供

ボランティアをはじめ地域自治会、各種福祉団体が活発な活動が展開できるよう活動拠点としての場を提供する。

(2) 地域の茶の間開催

地域住民同士の交流を図るとともに、在宅高齢者や障がい者などの孤立を防ぐべく見守りや安否確認さらには介護予防に向けた取り組みとして実施する。

ア 「和みの部屋：青山」の開催

地域住民の交流と見守りを目的として開催

開催期日 毎月 2回

共催団体 青山地区民生児童委員協議会

青山小学校区コミュニティ協議会

イ 「らっくり」の開催

高齢者の介護予防と交流を目的として開催

開催期日 毎月 1回

共催団体 有明地区自治協議会

地域包括支援センター小新小針

ウ 「レコカフェ」の開催

レコード鑑賞を媒体に地域住民の交流を目的として開催

開催期日 毎月 1回

共催団体 レコードを聴く会（民生委員および有志）

(3) 地域組織・団体との連携強化

青山小学校区コミュニティ協議会、青山地区民生児童委員協議会、各地区自治協議会など、地域組織団体との連携をはかり、地域における支え合いの仕組み作りに向けた活動に対する援助・協力を行う。

(4) 福祉関係団体、事業所等との連携強化

包括支援センターおよび介護支援事業所等との連携強化を図り、地域における様々な福祉ニーズに対応するべくネットワークの構築を目指す。

(5) 有明福祉タウンとの連携

有明福祉タウン内にある各種の福祉施設と連携強化を図り、地域における福祉活動の推進に向けた取り組みを行う。

(6) 有明ふれあい祭りの開催（世代間交流事業）

地域の交流を図るべくお祭りと地域の茶の間拡大交流会を合体させて、より多くの地域住民が参加できるイベントとして実施する。

(7) 学習会・研修会等の開催

福祉に対する理解を深め、福祉活動への参加を促すための学習会等を開催する。

(8) 身体障がい者福祉活動の推進

身体障がい者の自立と社会参加を促すための援助協力を行う。

(9) 情報の提供等

福祉に関する各種情報を地域住民やボランティア等に提供する。

(10) その他

各種福祉に関する相談・助言
視察研修や実習生の受け入れ

3 目標の設定

有明福祉会館の現状（老朽化等）を踏まえながら、地域の社会資源の一つとして機能できるよう場の提供を通して、自治会・民生委員・児童委員協議会・地域包括支援センターの支援や地域の集い、ボランティアサークル活動等のインフォーマルサポートを積極的に支援し、また、特に前期高齢者の地域活動への参加のステップとなる集いを支援し地域福祉の推進を図る。

具体的方法

新たに地域交流サロンを開設し、集いの場を提供する。
インターネット等を使って場の提供の情報を発信する。

令和7年度 本部事業計画

1 基本方針

定款の目的を達成するため、社会福祉法人の公共性とその特性を活かし、各種社会福祉事業の適切な経営を図るとともに、地域住民の信頼に応え、地域と密着したきめ細やかな福祉事業を総合的に推進して、地域福祉の向上に寄与する。

2 実施事項

協会の各施設が、それぞれの分野において自主性をもって特色ある福祉事業を推進できるように配慮するとともに、各施設間の連絡調整を図り、次の事項を推進する。

(1) 協会運営体制の充実・強化

- ア 本部及び施設職員との連携はもとより、理事・評議員の理解と指導のもとに事業の進展に努める。
- イ 医療・保健・福祉関係機関、団体等と連携を一層密にし、協力体制を確立する。
- ウ 各施設の利用者のニーズを的確に把握し、入所者・利用者の処遇の改善及び良好な事業運営と基盤整備を図る。
- エ 各施設の経営の安定を図るために、各施設との連携をより一層密にし、必要な助言・指導を行う。
- オ 中長期的な視点で協会全体の将来を見据えたビジョン（協会将来ビジョン）を基に、持続可能な協会運営を目指す。

(2) 地域福祉の推進

- ア 在宅サービスの一層の推進を図るために、短期入所、デイサービス、通所リハビリ、介護支援センターや訪問看護ステーション等の充実を図り、関連施設が連携を保持し、総合的に「地域保健・医療・福祉サービス」が効果的に推進できるように努める。
- イ 地域の諸団体と連携を密にしながら、福祉活動の場の提供とその支援に努める。
- ウ 地域ボランティアの活動の促進を図ると共に、施設で長年にわたり活動するボランティアグループ等に対して、感謝状を贈り、活動が継続するよう支援に努める。
- エ 地域における公益的な取組として、新潟県社会福祉法人経営者協議会による「にいがたセーフティネット事業」に参画し、複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困難者に対し行う、生活・就労支援事業を実施する。

(3) 施設整備等

- ア 東小針認定こども園の老朽化に伴い、令和8年4月の新園舎開園に向けて建替えを進めていく。
- イ 協会の各施設が、利用者から愛され、選択されるよう、更に利用しやすい施設整備に努める。

(4) 職員の福利厚生等の充実

- ア 誠実に職務を果たした25年勤続の職員を顕彰するために、その功績に対して表彰状と記念品を贈呈する。
- イ 職員が元気で生き生きと働くことができるよう、職場の良好な環境づくりや福利厚生の実施に努める。

(5) 職員研修の充実

- ア 協会内職員がそれぞれの施設の理解を深め、個人の資質や能力向上のための協会内職員研修を強化する。
- イ 恒常的な人材育成、職場研修の体制の確立のため、新人、中堅、管理者向けの研修を計画的に行う。

(6) 職員確保の取組

- ア 広告やインターネット、ホームページなどの様々な媒体を活用し、職員の確保に努める。
- イ 企業説明会への参加や、専門学校・大学等を積極的に訪問し、協会をアピールすることにより、有能な学生の確保に努める。
- ウ 職員の処遇の改善などを検証し、職員が気持ちよく長く継続して働ける環境づくりに努める。

3 有明福祉タウン共同事業の推進

- (1) 新潟市有明福祉事業協会の各施設及び各種団体と行事計画を構築し、共同事業を推進する。
- (2) 両協会の各施設が協力・連携し、共同事業の調整や情報共有のために連絡会議を開催する。

4 その他の主要行事等

(1) 物故者追悼法要

信楽園病院、松風園、有明園、あかつか苑で亡くなられた方への追悼法要を行う。

(2) 無縁仏供養法要

身寄りのない無縁仏に対する供養を行う。

5 目標

協会本部として、施設に対しより一層のガバナンスを発揮する。また、施設の職員の育成強化や職員の確保に重点的に取り組み、そのために必要な本部職員の育成に注力する。